居宅介護支援 自主点検表 (令和6年4月版)

事業所番号						
事業所の名称						
事業所のE-mail						
担当者名					役職	
電話番号	(自主点検	内容につ	ハての連絡が	先)		
点検年月日	令和	年	月	目		

目次

第1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 2	人員に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3	運営に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4	変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第 5	介護給付費の算定及び取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
笙 6	その仲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで大里広域市町村圏組合(以下「組合」という。)では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、組合が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、組合 へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後5年間の保管をお願いします。
- (4) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目をチェックしてください。
- (5) <u>判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記</u>入してください。(判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。)

「根拠法令」の欄は、次を	参照してください。
「法」	介護保険法(平成9年法律第123号)
「施行規則」	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
「条例」	大里広域市町村圏組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基
	準等を定める条例(平成30年条例第7号)
「平11厚令38」	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
	(平成11年3月31日厚生省令第38号)
「平11老企22」	指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について
	(平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
「平12厚告20」	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
	(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
「平12老企36」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支
	援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項につ
	いて(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
「平12老振 24·老健 93」···	要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について
	(平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)
「平27厚労告93」	厚生労働大臣が定める一単位の単価
	(平成27年3月23日厚生労働省告示第93号)
「平27厚労告94」	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
	(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
「平27厚労告96」	厚生労働大臣が定める施設基準
	(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
「平24厚労告120」…	厚生労働大臣が定める地域
	(平成24年3月13日厚生労働省告示第120号)
「平21厚労告83」	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域
	(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
「平11老企29」	介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について
Establish for the state of the	(平成11年11月12日老企第29号)
「高齢者虐待防止法」	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
	(平成17年法律第124号)
平30厚第告218] …	厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護
	(平成30年5月2日厚生労働省告示第218号)
「令3老介0331-1老高	
0331-2 老認 0331-3 老老	「日ウ人共士極於」が大事権、東政工体の米及な相称の氏規がいている。
0331-2」 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」
	(令和3年3月31日老介発0331第1号・老高発0331第2号・老認発0331

第3号・老老発0331第2号)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
第1 基本			
1 基本方針	① 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮していますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第1条02第1項 条例第4条第1項
	② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮していますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第1条の2第2項 条例第4条第2項
	③ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を 尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居 宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に 不当に偏することのないよう公正中立に行っていますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第1条の2第3項 条例第4条第3項
	④ 事業の運営に当たっては、組合、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めていますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第1条の2第4項 条例第4条第4項
	⑤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第1条02第5項 条例第4条第5項
	 16 指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 ※ 介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。 	□はい □いいえ	平11厚令38 第1条02第6項 条例第4条第6項
第2 人員	に関する基準		
	※ 「常勤」(用語の定義) 当該事業所における勤務時間(居宅介護支援以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。)が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。ただし、根拠法令に規定する育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。		平11 老企22 第2の2の(3)① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第13条第1育児休業、介護体業等等等等制 者の福祉に関する法理 早労省「事業場における 治療と仕事の両立支援
	例えば、同一の事業者によって訪問介護事業所が併設されている場合、訪問介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 ※ 「専らその職務に従事する」(用語の定義) 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。		のためのガイドライン」 平11 老企22 第2 の2 の(3)②

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
1 介護支援専門員	① 事業所ごとに常勤の介護支援専門員を1人以上置いていますか。 ※ 介護支援専門員は、事業所の営業時間中は、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があり、介護支援専門員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に介護支援専門員に連絡が取れる体制としておく必要があります。	□はい □いいえ	法第81条第1項 平11厚令38 第2条第1項 条例第5条第1項 平11老企22 第2の2の(1)
	② ①に規定する員数の基準は、利用者の数が44又はその端数を増すごとに1となっていますか。 ※ 指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えて計算する必要があります。 ※ ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制が整っている事業所については、「44」を「49」と読み替えてください。 ※ 常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数44人に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が44人又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされています。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではありません。	□はい □いいえ	平11厚令38 第2条第2項 条例第5条第2項 平11老企22 第2の2の(1) 平11厚令38 第2条第3項 条例第5条第3項
	③ 非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員と兼務となっていませんか。	□いない □いる □該当なし	平11 老企22 第2 の2 の(1)
2 管理者	① 事業所ごとに、常勤の管理者を置いていますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第3条第1項 条例第6条第1項
	② 管理者は主任介護支援専門員ですか。 ※ 主任介護支援員とは、施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する者をいいます。 ※ 令和3年3月31日時点で主任介護支援員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、令和9年3月31日までの間は、引き続き令和3年3月31日時点における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができますが、業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望まれます。	□はい □いいえ	平11 厚令38 第3 条第2 項 条例第6 条第2 項 条例附則
	③ 管理者は専らその職務に従事していますか。 ※ ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。 ア 当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 イ 当該事業所の管理に支障がない限りにおいて、他の事業所の職務に従事する場合 ※ 管理者は、事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要があります。	□はい □いいえ	平11厚令38 第3条第3項 条例第6条第3項 平11老企22 第2の2の(2)

	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	※ 訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに		
	従事する従業者との兼務は一般的には管理者の業務に支障が		
	あると考えられます。また、併設する事業所に原則として常駐		
	する老人介護支援センターの職員、訪問介護、訪問看護等の管		
	理者等との兼務は可能と考えられます。なお、介護保険施設の		
	常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められません。		
 第3 運営(ニ関する基準		
内容及	① 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又	□はい	平11厚令38
び手続の	はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサー	□いいえ	第4条第1項
**			
説明及び	ビスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりや		条例第7条第13
同意	すい説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、居		
	宅介護支援の提供の開始について利用申込者の同意を得ていま		
	すか。		
	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文		平11老企22
	書の内容は、以下のとおりです。		第2の3の(2)
	ア 運営規程の概要) - - (-)
	ウ 秘密の保持		
	エ 事故発生時の対応		
	オー苦情処理の体制 等		
	※ 同意は、利用者及び居宅介護支援事業者双方の保護の立場		
	から、書面(重要事項説明書)によって確認することが望まれ		
	ます。		
	※ 勤務の体制等の記録は、5年間保存しなければなりません。		条例第32条第2
	※ 動物の仲間寺の記録は、3 中间休付しばりればなりよせん。	1	第7号
			A7 (7
	② 居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその	□はい	平11厚令38
	家族に対し、居宅サービス計画が条例第4条の基本方針及び利	□いいえ	第4条第2項、第
	用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指		項
	定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができるこ		条例第7条第2 ³
	と等につき説明を行い、理解を得ていますか。		第3項
	また、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成		
	された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉		
	用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居		
	宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介		
	護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付け		
	られた訪問介護 通所介護 福祉田具貸与及び地域変差型通所介		
	られた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護、ルの同数のられ同一の指字民会は一ビス東業者及は指字地		
	護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地		
	護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地 域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合		
	護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合 (上位3位まで)等につき説明を行い、理解を得るように努めて		
	護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地 域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合		
	護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合 (上位3位まで)等につき説明を行い、理解を得るように努めて		平11 老企22
	護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき説明を行い、理解を得るように努めていますか。		平11 老企22 第2の3の(2)
	護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき説明を行い、理解を得るように努めていますか。※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得てください。		
	護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき説明を行い、理解を得るように努めていますか。※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得てください。※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であ		
	護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき説明を行い、理解を得るように努めていますか。※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得てください。※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援		
	 護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき説明を行い、理解を得るように努めていますか。 ※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得てください。 ※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求 		
	護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき説明を行い、理解を得るように努めていますか。※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得てください。※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援		
	 護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき説明を行い、理解を得るように努めていますか。 ※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得てください。 ※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求 		
	 護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき説明を行い、理解を得るように努めていますか。 ※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得てください。 ※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明をしてください。 ※ この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっ 		
	 護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき説明を行い、理解を得るように努めていますか。 ※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得てください。 ※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明をしてください。 ※ この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、併せて、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業を表する 		
	 護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき説明を行い、理解を得るように努めていますか。 ※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得てください。 ※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明をしてください。 ※ この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、併せて、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能である 		
	 護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき説明を行い、理解を得るように努めていますか。 ※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得てください。 ※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明をしてください。 ※ この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、併せて、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき説明を行うとともに、理解が得られるよう、文書の 		
	 護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき説明を行い、理解を得るように努めていますか。 ※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得てください。 ※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明をしてください。 ※ この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、併せて、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき説明を行うとともに、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うことや、それを 		
	 護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき説明を行い、理解を得るように努めていますか。 ※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得てください。 ※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明をしてください。 ※ この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、併せて、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき説明を行うとともに、理解が得られるよう、文書の 		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	※ 「同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者」とは、法人単位ではなく、事業所単位で割合を算出してください。 ※ 前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とします。 ①前期(3月1日から8月末日) ②後期(9月1日から2月末日) 説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとし、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとしてください。		
	③ 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。 ※ 利用者が病院又は診療所に人院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながります。居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものです。なお、より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望まれます。	□はい□いいえ	平11厚令38 第4条第4項 条例第7条第4項 平11老企22 第2の3の(2)
	④ 利用申込者又はその家族から申出があった場合には、①による文書の交付に代えて、⑥で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(電気通信回線で接続したもの。電子メールなど。)を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法で提供することができますが、申出があった場合には、その提供を行っていますか。	□はい □いいえ □該当なし	平11厚令38 第4条第5項、第7 項 条例第7条第5項 第7項
	⑤ ④に該当する場合、提供するファイルは、利用申込者又はその 家族が印刷できる文書となっていますか。	□はい □いいえ □該当なし	平11厚令38 第4条第6項 条例第7条第6項
	⑥ ④に該当する場合、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容(事業者が使用するものとファイルへの記録の方式。)を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていますか。	□はい □いいえ □該当なし	平11 厚令38 第4 条第8 項 条例第7 条第8 項
	① 利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、①に規定する重要事項の提供を電磁的方法によって実施していませんか。 ※ 当該利用申込者又はその家族が再び⑥による承諾をした場合は、この限りではありません。	□はい □いいえ □該当なし	平11厚令38 第4条第9項 条例第7条第9項
2 提供拒 否の禁止	正当な理由なく居宅介護支援の提供を拒んでいませんか。 ※ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地	□はい □いいえ	平11厚令38 第5条 条例第8条 平11老企22 第2の3の(3)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	域外である場合 ウ 利用申込者が他の居宅介護支援事業者にも併せて居宅介 護支援の依頼を行っていることが明らかな場合 等		
3 サービ ス提供困 難時の対 応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切 な居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他 の居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じています か。	□はい □いいえ	平 11 厚令 38 第 6 条 条例第 9 条
4 受給資 格等の確 認	居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する 被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護 認定の有効期間を確かめていますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第7条 条例第10条
5 要介護 認定の申 請に係る 援助	① 被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第8条第1項 条例第11条第1項
	② 居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	□はい □いいえ □事例なし	平11厚令38 第8条第2項 条例第11条第2項
	③ 要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が満了する30日前までになされるよう、必要な援助を行っていますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第8条第3項 条例第11条第3項
6 身分を 証する書 類の携行	事業者は、当該事業所の介護支援専門員に身分を証する書類(介護支援専門員証)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第9条 条例第12条
7 利用料等の受領	① 居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。※ 一方の経費が他方へ転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。※ 償還払いの場合であっても、原則として利用者負担は生じないこととします。	□はい □いいえ □事例なし	平11厚令38 第10条第1項 条例第13条第1項 平11老企22 第2の3の(6)①
	② 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。	□はい □いいえ □事例なし	平11厚令38 第10条第2項 条例第13条第2項 平11老企22 第2の3の(6)②
	③ ②の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	□はい □いいえ □事例なし	平11厚令38 第10条第3項 条例第13条第3項
	④ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	□はい □いいえ □事例なし	法第41条第8項
	⑤ 領収証に、居宅介護支援について利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の	□はい □いいえ	施行規則第78条

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	□事例なし	
8 保険給 付の請求 のための 証明書の 交付	提供した居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、 当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用 者に対して交付していますか。	□はい □いいえ □事例なし	平11厚令38 第11条 条例第14条
9 指定居 宅介護支 援の基本 取扱方針	① 居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われていますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第12条第1項 条例第15条第1項
	② 事業者は、自ら提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第12条第2項 条例第15条第2項
10 指定居 宅介護支 援の具体 的取扱方	(1) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第13条第1号 条例第16条第1号
針	(2) 居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第13条第2号 条例第16条第2号
	(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。 ※ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録し、5年間保管しておかなければなりません。	□はい □いいえ	平11 厚令38 第13条第2号の2、3 条例第 16 条第 3 号、第4号 平11 老企22 第2 の3 の(8) ③ 条例第32 条第2 項 第3 号
	(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。 ※ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たり、継続的な支援という観点に立ち、計画的に居宅サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長するようなことがあってはなりません。	□はい □いいえ	平11厚令38 第13条第3号 条例第16条第5号 平11老企22 第2の3の(8)④
	(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。 ※ 居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、例えば、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービ	□はい □いいえ	平11 厚令38 第13 条第4 号 条例第16 条第6 号 平11 老企22 第2 の3 の(8) ⑤

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	スや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて居宅サービス計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めなければなりません。 なお、介護支援専門員は、当該日常生活全般を支援する上で、利用者の希望や課題分析の結果を踏まえ、地域で不足していると認められるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、当該不足していると思われるサービス等が地域において提供されるよう関係機関等に働きかけていくことが望まれます。		
	(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供していますか。 ※ 介護支援専門員は、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者から居宅サービス計画案の作成にあたって複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、居宅サービス計画案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する必要があります。 ※ 特定の居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはなりません。 ※ 例えば集合住宅等において、特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはなりません。居宅サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けるようなことはあってはなりません。	□はい□いいえ	平11厚令38 第13条第5号 条例第16条第7号 平11老企22 第2の3の(8)⑥
	 (7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。 ※ 居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要です。このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うこととなります。 ※ 課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。 	□はい□いいえ	平11厚令38 第13条第6号 条例第16条第8号 平11老企22 第2の3の(8)⑦
	※ 課題の把握は、平成11年11月12日老企第29号の別 紙4に示す標準項目により行ってください。		平11老企29

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	(8) 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握(以下「アセスメ	口はい	平11厚令38
	ント」という。)に当たっては、利用者が入院中であることなど	□いいえ	第13条第7号
	物理的な理由がある場合を除き、必ず利用者の居宅を訪問し、		条例第16条第9号
	利用者及びその家族に面接して行っていますか。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に		
	対して十分に説明し、理解を得ていますか。		
	「※ 介護支援専門員は、アセスメントにおいて、利用者やその家		平11 老企22 第2
	族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、介護支援		O3O(8)®
	専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に		
	説明し、理解を得てください。なお、このため、介護支援専門		
	■ 員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。 ※ 当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該		条例第32条第2項
	記録は、5年間保存しなければなりません。		第2号4
	品域は、0 十间体行 しなりがいなな グ よ と 70°。		302.51
	(9) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセ	口はい	平11厚令38
	スメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域に	□いいえ	第13条第8号
	おける居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセ		条例第 16 条第 10
	スメントにより把握された解決すべき課題に対応するための 最も適切なサービスの組合せについて検討していますか。		号
	利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方	□はい	平11 厚令38
	針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及	□いいえ	第13条第8号
	びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサー		条例第 16 条第 10
	ビスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計		号
	画の原案を作成していますか。		
	※ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が利用者の生活の質 に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、居宅		
	サービス計画原案を作成しなければなりません。		
	※ 居宅サービス計画原案は、利用者の希望及び利用者につい		平11老企22
	てのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、利用者		第2の3の(8)⑨
	の家族の希望及び当該地域における居宅サービス等が提供さ		
	れる体制を勘案した上で、実現可能なものとする必要があり		
	ます。 ※ 居宅サービス計画原案には、利用者及びその家族の生活に		
	対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決す		
	べき課題を記載した上で、提供されるサービスについて、その		
	長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びに		
	それらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には居		
	宅サービス計画及び各居宅サービス等の評価を行い得るよう にすることが重要です。		
	つつ到達しようとする目標を指すもので、サービス提供事業		
	者側の個別のサービス行為を意味するものではありません。		
	(10) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用	□はい	平11厚令38
	(10) 介護文援専門負は、サービス担当有会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サ	□はい□いいえ	平11 <i>厚</i> 〒38 第13条第9号
	ービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地		条例第 16 条第 11
	からの意見を求めていますか。		号
	※ 利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等に		
	より、主治の医師又は歯科医師(以下、「主治の医師等」とい		
	う。) の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得なしい理点がある場合については、担当者に対する限合等により		
	い理由がある場合については、担当者に対する照会等により 意見を求めることができるものとします。		
	※ 介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い居宅サ		平11老企22
	ービス計画とするため、各サービスが共通の目標を達成する		第2の3の(8)⑩
	ために具体的なサービスの内容として何ができるかなどにつ		
	いて、利用者やその家族、居宅サービス計画原案に位置付けた		
	指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の関係により、利田孝の世況等に関する情報を当該担当者と世		
	開催により、利用者の状況等に関する情報を当該担当者と共		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図る ことが重要です。		
	※ 利用者やその家族の参加が望ましくない場合(家庭内暴力		
	等)には、必ずしも参加を求めるものではないことに留意して		
	ください。 ※ やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者		
	に対する照会等により意見を求めることができるものとして		
	いるが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことによ		
	り、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案 の内容を共有できるようにする必要があります。		
	※ やむを得ない理由がある場合とは、以下のような場合等が		
	想定されます。		
	ア 利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等		
	により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合		
	イ 開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合		
	ウ 居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大き		
	な変化が見られない等における軽微な変更の場合		
	※ 末期の悪性腫瘍の利用者について必要と認める場合とは、 主治の医師等が日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると		
	判断した時点以降において、主治の医師等の助言を得た上で、		
	介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見		
	を求めることが必要と判断した場合を想定しています。 ※ ここでいう「主治の医師等」とは、利用者の最新の心身の状		
	態、受診中の医療機関、投薬内容等を一元的に把握している医		
	師であり、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した原館に限っていないことがよう利用者及ばるの字族第に確		
	た医師に限定されないことから、利用者又はその家族等に確し 認する方法等により、適切に対応してください。		
	※ サービス種類や利用回数の変更等を利用者に状態変化が生		
	じるたびに迅速に行っていくことが求められるため、日常生 活上の障害が出現する前に、今後利用が必要と見込まれる指		
	定居宅サービス等の担当者を含めた関係者を招集した上で、		
	予測される状態変化と支援の方向性について関係者間で共有		
	しておくことが望まれます。 ※ 当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内		条例第32条第2項
	容について記録するとともに、当該記録は、5年間保存しなけ		第2号ウ
	ればなりません。		
	(11) テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュ	口はい	平11厚令38
	ニケーションが可能な機器)を活用してサービス担当者会議 を行うことができますが、利用者又はその家族が参加する場	□いいえ	第13条第9号 条例第16条第11
	合にあっては、テレビ電話装置等の活用について同意を得て		号
	いますか。		T 11 # \ 00
	※ テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員 会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適		平11 老企22 第2 の3 の(8) ⑩
	切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報シス		
	テムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してくださ		
	ν _°		
	(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた	口はい	平11厚令38
	居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区 分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用	□いいえ	第13条第10号 条例第16条第12号
	者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得		>14h 4h4 10 >14h1 111 11
	ていますか。		亚11 3600
	※ 居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス等の選択は、 利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画は利用者		平11 老企22 第2 の3 の(8) ①
	の希望を尊重して作成されなければなりません。利用者に選		., 0

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	択を求めることは介護保険制度の基本理念です。 ※ 居宅サービス計画の原案とは、居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表及び第7表(「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」平成11年		平11 老企29
	11月12日老企第29号の別紙に示す標準様式)に相当するものすべてを指します。 ※ 主治医や保険給付対象外のサービス事業者等が居宅サービス計画の内容について情報提供を求めている場合であって、利用者又はその家族の同意を文書により得ている場合には、主治医、事業者等への情報提供を行うようにしてください。		平12 老振24·老健 93
	(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を遅滞なく利用者及び担当者に交付していますか。 ※ 担当者に対して居宅サービス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画(以下「個別サービス計画」という。)における位置付けを理解できるように配慮する必要があります。 ※ 居宅サービス計画は、5年間保存しなければなりません。 ※ (6)~(12)に掲げる一連の業務については、条例第4条に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものですが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではありません。 ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々	□はい□いいえ	平11厚令38 第13条第11号 条例第16条第13号 平11老企22 第2の3の(8)位 条例第32条第2項 第2号ア
	の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければなりません。 (14) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めていますか。 ※ 居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図		平11 厚令38 第13 条第12 号 条例第16 条第14 号 平11 老企22 第2 の3 の(8) ③
	ることが重要です。 このため、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担 当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計 画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認するこ ととしたものです。 なお、介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、意識の 共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と 個別サービス計画の連動性や整合性の確認は、居宅サービス 計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うこ とが望ましいです。 さらに、サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原 案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計 画案の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有 や調整を図るなどの手法も有効です。		
	(15)① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。 ② 指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供	□はい □いいえ □はい	平11 厚令38 第13 条第13 号 条例第16 条第15 号 平11 厚令38

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状	□いいえ	第13条第13号の2
	況、口腔(くう)機能その他の利用者の心身又は生活の状況 に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得		条例第16条第16号
	て主治の医師等又は薬剤師に提供していますか。		
	※ 介護支援専門員は、利用者の有する解決すべき課題に即し		平11老企22
	た適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けること が が重要であり、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、利		第2の3の(8)⑭
	用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じ		
	て居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡		
	調整その他の便宜の提供を行うものとします。 ※ 利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービス		
	を提供する居宅サービス事業者等により把握されることも多		
	いことから、介護支援専門員は、サービス担当者と緊密な連携		
	を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合に は、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければなりま		
	は、日間に連輯が打ねないや問の整備に劣めなりないなりました。		
	※ 利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生		平11 老企22
	活の状況に係る情報は、主治の医師等又は薬剤師が医療サー		第2の3の(8)値
	ビスの必要性等を検討するにあたり有効な情報である。この ため、指定居宅介護支援の提供に当たり、例えば、		
	・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用して		
	いる。四日はため、マンス		
	・薬の服用を拒絶している・使いきらないうちに新たに薬が処方されている		
	・口臭や口腔内出血がある		
	・体重の増減が推測される見た目の変化がある		
	・食事量や食事回数に変化がある ・下痢や便秘が続いている		
	・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある		
	・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるに		
	も関わらず提供されていない状況 等の利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、そ		
	れらの情報のうち、主治の医師等又は薬剤師の助言が必要で		
	あると介護支援専門員が判断したものについて、主治の医師		
	等又は薬剤師に提供するものとします。 なお、ここでいう「主治の医師等」については、要介護認定		
	の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されない		
	ことに留意してください。		亚11 原入00
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、 利用者個票等に個別の情報として記録しておかなければなり		平11厚令38 第29条第2項
	利用有個景等に個別の情報として記録しておかなりもいななりません。		70-01010-
	※ 居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録は、5年		条例第32条第2項
	間保存しなければなりません。		第1号
	(16) 介護支援専門員は、(15) に規定する実施状況の把握(モニ		平11厚令38
	タリング) に当たっては、利用者及びその家族、居宅サービス 事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がな		第13条第14号 条例第16条第17号
	事業有等との連絡を極続的に11 りこととし、特权の事情がない限り、次に定めるところにより実施していますか。		水が10水が11 万
	ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に	口はい	
	面接していますか。 イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録して	□いいえ □はい	
	イー少なくとも1月に1回、モニタリンクの結果を記録していますか。	□はい	
	※ 「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を		平11老企22
	訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指		第2の3の(8)15
	すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれませ ん。		
	※ 当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容		
	を記録しておくことが必要です。		

自主点検項目	 自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	※ アの面接については、利用者の居宅を訪問することによっ		
	て行ってください。		
	ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも		
	2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとき		
	は、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置		
	等を活用して、利用者に面接することができます。		
	(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。		
	(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項につ		
	いて主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得て		
	いること。		
	a 利用者の心身の状況が安定していること。		
	b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行		
	うことができること。		
	c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニ		
	タリングでは把握できない情報について、担当者から		
	提供を受けること。		平11 老企22
	※ テレビ電話装置等を活用した面接を行うに当たっては、次 に掲げる事項について留意する必要があります。		平11 名正22 第2 の3 の(8) ⑤
	(ア) 文書により利用者の同意を得る必要があり、その際に		2117 000 00 (O) (O)
	は、利用者に対し、テレビ電話装置等による面接のメ		
	リット及びデメリットを含め、具体的な実施方法を懇		
	切丁寧に説明することが重要です。なお、利用者の認		
	知機能が低下している場合など、同意を得ることが困		
	難と考えられる利用者については、(イ)の要件の観点		
	からも、テレビ電話装置等を活用した面接の対象者と		
	して想定はされません。		
	(イ) 利用者の心身の状況が安定していることを確認する に当たっては、主治の医師等による医学的な観点から		
	の意見や、以下に例示する事項等を踏まえて、サービ		
	ス担当者会議等において総合的に判断することが必		
	要です。		
	a 介護者の状況の変化が無いこと。		
	b 住環境に変化が無いこと(住宅改修による手すり設置		
	やトイレの改修等を含む)。		
	c サービス(保険外サービスも含む)の利用状況に変更		
	が無いこと。 (ウ) テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たって		
	は、利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居		
	宅において対面で面接を行う場合と同程度の応対が		
	できる必要があります。なお、テレビ電話装置等の操		
	作については、必ずしも利用者自身で行う必要はな		
	く、家族等の介助者が操作を行うことは差し支えあり		
	ません。		
	(エ) テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合、画面越		
	しでは確認できない利用者の健康状態や住環境等の		
	情報については、サービス事業所の担当者からの情報 提供により補完する必要があります。その点につい		
	で、サービス事業所の同意を得るとともに、サービス		
	事業所の担当者の過度な負担とならないよう、情報収		
	集を依頼する項目や情報量については留意が必要で		
	す。		
	(オ) 主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法		
	としては、サービス担当者会議のほか、利用者の通院		
	や訪問診療への立会時における主治の医師への意見		
	照会や、サービス事業所の担当者との日頃の連絡調整の際の音見照合を相索されませが、いずれの担合にお		
	の際の意見照会も想定されますが、いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておく必要が		
	いても、日忌に土むよくい週往で記跡してねて必安か		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	あります。 ※ モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければなりません。		条列第32条第2項 第2号工
	(17) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	□はい □いいえ	平11 厚令38 第13 条第15 号 条例第16条第18 号
	ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとします。		
	※ ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程 調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当 者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の 変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られ ない場合等です。		平11 老企22 第2 の3 の(8)値
	※ 当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録は、5年間保存しなければなりません。 また、上記担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存についても同様です。		条列第32条第2項 第2号ウ
	(18) 介護支援専門員は、(3)から(14)までの規定について、(15) に規定する居宅サービス計画の変更についても、同様に取り 扱っていますか。 ※ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、(3)から(14)の一連の業務を行うことが必要です。 なお、利用者の希望による軽微な変更(例えば、サービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が(3)から(14)の一連の業務を行う必要性がないと判断したもの)を行う場合には、この 必要はないものとします。 ただし、この場合においても、介護支援専門員が、利用者の	□はい □いいえ	平11厚令38 第13条第16号 条列第16条第19号 平11老企22 第2の3の(8)①
	解決すべき課題の変化に留意することが重要です。 「軽微な変更」の考え方については、「居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い」の「3 ケアプランの軽微な変更の内容について(ケアプラン作成)及び「4 ケアプランの軽微な変更の内容について(サービス担当者会議)」を参照してください。		令3老介0331-1 老高 0331-2 老認0331-3 老 老0331-2 別添
	(19) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。	□はい □いいえ	平11 厚令38 第13 条第17 号 条例第16条第20号
	※ 介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、 主治医の意見を参考にする、主治医に意見を求める等をして 介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行ってくださ い。		平11 老企22 第2 の3 の(8) ®
	(20) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しよ うとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における	□はい □いいえ	平11厚令38 第13条第18号

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画 の作成等の援助を行っていますか。		条例第16条第21号
	※ あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情		平11 老企22
	報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図ると		第2の3の(8)19
	ともに、居宅での生活を前提とした課題分析を行った上で居 宅サービス計画を作成する等の援助を行うことが重要です。		
	(1) この問題でIFMが、の立め「成別で目)してこれ、重要です。		
	(21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定	□はい □いいえ	平11 厚令38 第13 条第18 号の2
	める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限 る。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討	□□いいえ	条例第16条第22号
	し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載す		
	るとともに、当該居宅サービス計画を組合に届け出ています か。		
	※ 届出の対象となる訪問介護の種類は生活援助中心型サービ		平 30 厚労告
	スとし、届出の要否の基準となる回数は、表を基準とする。		218
	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 27回 34回 43回 38回 31回		
			亚11 水人00
	※ 届出にあたっては、当該月において作成又は変更((18)における軽微な変更を除く。)した居宅サービス計画のうち一定回		平11 老企22 第2 の3 の(8) 20
	数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日ま		7.
	でに組合に届け出を行います。なお、ここで言う当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において		
	利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画を言いま		
	す。また、居宅サービス計画の届出頻度について、一度組合が		
	検証した居宅サービス計画の次回の届出は、1年後でよいも のとします。		
	(22) 介護支援専門員は、勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅	□はい □いいえ	平11厚令38 第13条第18号の3
	サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービ	□事例なし	条例第16条第23号
	ス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費及び特別地域密着型介護サービス費及が特別が大きな表現である。		
	ービス費の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び、訪問介護に		
	係る居宅介護サービス費が、居宅介護サービス費、特例居宅介		
	護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定め		
	至月霞り一と今貢の総領に古める割古が序生カ側八臣が足める基準に該当する場合であって、かつ、組合からの求めがあっ		
	た場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計		
	画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介 護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計		
	画を組合に届け出ていますか。		
	※ 届出にあたっては、当該月において作成又は変更((18)にお		平11 老企22 第2 の3 の(8) ②
	ける軽微な変更を除く。) した居宅サービス計画に位置づけられたサービスが当該基準に該当する場合には、翌月の末日ま		第200300(8)(4)
	でに組合に届け出を行います。なお、ここで言う当該月におい		
	て作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において 利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画を言いま		
	利用名の同意を得し交付をした店宅サービス計画を言います。		
			五11 匠 202
	(23)① 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他	□はい □いいえ	平11 厚令38 第13 条第19 号
	必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見		条例第16条第24号
	を求めていますか。 ② ①において、居宅サービス計画を作成した際には、当該居	□はい	平11厚令38
	② ①において、居宅サービス計画を作成した際には、国該店宅サービス計画を主治の医師等に交付していますか。	□いいえ	第13条第19号の2
	③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リ	口はい	条例第16条第25号
	ハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあ	□いいえ	平11厚令38

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	っては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があ		第13条第20号
	る場合に限り行うものとしていますか。 また、医療サービス以外の居宅サービス等を位置付ける		条例第18条第26号
	場合にあっては、当該居宅サービス等に係る主治の医師等	□はい □いいえ	
	の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該		
	留意事項を尊重してこれを行っていますか。		
			平11老企22
	ン、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対		第2の3の(8)②
	応型訪問介護看護(訪問看護サービスを利用する場合に限 る。)及び看護小規模多機能型居宅介護(訪問看護サービスを		
	る。)及い有護小規模多機能至居七月護(訪問有護り一とへを 利用する場合に限る。)については、主治の医師等がその必要		
	性を認めたものに限られます。		
	介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス		
	計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示がある		
	ことを確認しなければなりません。		
	このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している 場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、		
	利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、		
	主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を		
	踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求め		
	た主治の医師等に交付しなければなりません。なお、交付の方		
	法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し 支えありません。また、ここで意見を求める「主治の医師等」		
	文えめりません。また、ここで息兄を求める「主石の医師寺」 については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載		
	した医師に限定されないことに留意することとなっていま		
	す。		
	特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーショ		
	ンについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリールがリテース・スの見世間がたがかれて知识など、1階中の		
	│ ハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の │ │ 医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービ │		
	スを含む居宅サービス計画を作成することが望ましいとされ		
	ています。		
	(04) 人类土板市田县は、民内市、バッ計画は信仰すぎれば人类		平11 厚入20
	(24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護 又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者	□はい □いいえ	平11 厚令38 第13 条第21 号
	の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するも	□▼・・・・た	条例第16条第27号
	のとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認めら		3 40 \$ 01203 \$ 00
	れる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を		
	利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超え		
	ないようにしていますか。		亚11 类人20
	※ 短期入所サービスの利用日数に係る「要介護認定の有効期 間のおおむね半数を超えない」という目安については、居宅サ		平11 老企22 第2 の3 の(8) ②
	- 同のわればね干数を超えない」という自女については、店モッ - 一ビス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況や		/112 · / O · / (O) @
	その置かれている環境等の適切な評価に基づき在宅生活の維		
	持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であ		
	り、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについ		
	て機械的な運用を求めるものではありません。 従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照ら		
	認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サ		
	ービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能です。		
	(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位	口はい	平11厚令38
	置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計	□いいえ	第13条第22号
	画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していますか。 また、介護支援専門員は、必要に応じて随時サービス担当者	□はい	条例第16条第28号
	また、介護文援専門員は、必要に応して随時サービス担当者 会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性につい	□はい□いいえ	
	て検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要があ	, , _	
	る場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しています		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	か。 ※ 福祉用具貸与については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることかる。		平11 老企22 第2 の3 の(8) ②
	 ら、検討の過程を別途記録する必要があります。 ※ 対象福祉用具(福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具をいう。以下同じ)を居宅サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に必要な情報を提供しなければなりません。 対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえて提案してください。 		平27 厚芳告94 第31 号イ
	※ 対象福祉用具を居宅サービス計画に位置づける場合には、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえることとされています。※ 介護支援専門員は、要支援1・2又は要介護1の利用者(軽		
	度者)の居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年厚生労働省告示第94号)第31号のイで定める状態像の者(注1)であることを確認するため、当該軽度者の調査票(注2)について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分)の写しを組合から入手しなければなりません。		
	イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者 (1) 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者 (2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがりが困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者 (3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者		
	(4) 認知症老人徘徊感知機器 次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (一)意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者 (5) 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者		
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者 (6) 自動排泄処理装置 次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (一)排便において全介助を必要とする者 (二)移乗において全介助を必要とする者 注2 「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成12年厚生省告 示第91号)別表第1の調査票		
	※ 当該軽度者がこれらの結果(調査票の当該部分)を介護支援専門員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該軽度者の調査票の写しを本人の情報開示により、それを入手しなければなりません。※ 介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、組合より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	福祉用具貸与事業者へ送付しなければなりません。 ※ 介護支援専門員は、当該軽度者が「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企第36号)の第二の9(2)①ウの判断方法(注3)による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同i)からiii)までのいずれかに該当する旨について、主治医見書による方法のほか、医師の診断書又は医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければなりません。この場合において、介護支援専門員は、福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければなりません。 注3 「算定の可否の判断基準」 i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第94号告示第31号のイに該当する者(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象) ii)疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第94号告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者(例 がん末期の急速な状態悪化) iii)疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第94号告示第31号のイに該当すると判断できる者(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)注括弧内の状態は、あくまでもi)〜iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎません。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)〜iii)の状態であると判断される場合もあり得ます。 ※第94号告示:厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)		
	 (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。 ※ 福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。 ※ 対象福祉用具を居宅サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に必要な情報を提供しなければなりません。対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえて提案してください。 ※ 対象福祉用具を居宅サービス計画に位置づける場合には、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえることとされています。 	□はい□いいえ	平11厚令38 第13条第23号 条例第16条第29号 平11老企22 第2の3の(8)②

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	(27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に認定審 査会意見又はサービスの種類についての記載がある場合に は、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に 沿って居宅サービス計画を作成していますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第13条第24号 条例第16条第30号
	(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。	□はい □いいえ □事例なし	平11厚令38 第13条第25号 条例第16条第31号
	(29) 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、介護予防支援の業務を受託することによって、居宅介護支援事業者が本来行うべき居宅介護支援の業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう配慮していますか。	□はい □いいえ □事例なし	平11 厚令38 第13 条第26 号 条例第16条第32 号
	(30) 地域ケア会議から、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下「支援対象被保険者」という。)への適切な支援を図るために必要な検討や支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。	□はい □いいえ	平11 厚令38 第13 条第27 号 条例第16条第33 号
	※ 地域ケア会議が介護保険法上に位置づけられ、個別ケース の支援内容の検討を通じて、高齢者の自立支援に資するケア マネジメントの支援、実態把握や課題解決のための地域包括 支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行う ことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としている ことから、より積極的に協力することが求められています。		平11老企22 第2の3の(8) 28
11 高齢者 虐待の防止	① 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 ※ 高齢者虐待に該当する行為 ア 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ウ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。	□はい□いいえ	高齢者虐待防止法第5条高齢者虐待防止法第2条
	② 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 ※ 未実施の場合は、100分の1の減算対象となります。	□はい □いいえ	高齢者虐待防止法第20条
	③ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報していますか。 ≪参照≫	□はい □いいえ □事例なし	高齢者虐待防止法 第21条
	「埼玉県虐待禁止条例」(平成29年県条例第26号) → 虐待の早期発見、施設設置者による職員に対する虐待防止等 研修の実施等		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
12 法定代 理受領サ ービスに 係る報告	① 毎月、組合(審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会) 合会に委託している場合にあっては、国民健康保険団体連合会) に対し、居宅サービス計画において位置付けられている居宅サ ービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに 関する情報を記載した文書(給付管理票)を提出していますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第14条第1項 条例第17条第1項
	② 居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、組合(委託している場合にあっては、国民健康保険団体連合会)に対して提出していますか。	□はい □いいえ □事例なし	平11厚令38 第14条第2項 条例第17条第2項
13 利用者 に対する 居宅サー ビス計画 等の交付	利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者から申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第15条 条例第18条
14 利用者 に関する 組合への 通知	① 利用者が正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を組合に通知していますか。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録し、5年間保管しておかなければなりません。	□はい □いいえ □事例なし	平11 厚令38 第16条第1号 条例第19条第1号 平11 厚令38 第29条第2項 条例第32条第2項 第4号
	② 利用者が偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なく、意見を付してその旨を組合に通知していますか。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録し、5年間保管しておかなければなりません。	□はい □いいえ □事例なし	平11厚令38 第16条第2号 条例第19条第2号 平11厚令38 第29条第2項 条例第32条第2項 第4号
15 管理者 の責務	① 管理者は、当該事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 ※ 管理者は、日頃から業務が適正に執行されているか把握するとともに、従業者の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していくことが重要とされています。 ② 管理者は、当該事業所の介護支援専門員その他の従業者に「運	□はい □いいえ	平11厚令38 第17条第1項 条例第20条第1項 平11老企22 第2の3の(12)
	② 管理者は、国該事業所の介護又接等門員その他の促棄者に「連 営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行ってい ますか。	· ·	第17条第2項 条例第20条第2項
16 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めていますか。 運営規程には、次の事項を定めるものとします。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 職員の職種、員数及び職務内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の 額 オ 通常の事業の実施地域 カ 虐待の防止のための措置に関する事項 キ その他運営に関する重要事項	□はい □いいえ	平11 厚令38 第18 条 条例第21 条

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	 ※ イの職員については、介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載してください。職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規定を定めるに当たっては、置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。(重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様です。) ※ エの居宅介護支援の提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。 ※ オの通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えて居宅介護支援を行うこともできます。 ※ カは条例30条の2の虐待防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容としてください。 		平11 老企22 第2 の3 の(13)① 平11 老企22 第2 の3 の(13)② 平11 老企22 第2 の3 の(13)③ 平11 老企22 第2 の3 の(13)④
17 勤務体制の確保	① 利用者に対し適切な居宅介護支援を提供できるよう、事業所 ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。 ※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務 関係等を明確にしてください。 ※ 当該勤務の状況等は、事業所の管理者が管理する必要があり、非常勤の介護支援専門員を含めて当該事業所の業務として一体的に管理されていることが必要です。従って、非常勤の介護支援専門員が兼務する業務の事業所を居宅介護支援の拠点とし独立して利用者ごとの居宅介護支援台帳の保管を行うようなことは認められません。	□はい □いいえ	平11厚令38 第19条第1項 条例第22条第1項 平11老企22 第2の3の(14)①
	② 事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に居宅介護支援の業務を担当させていますか。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りではありません。 ※ 当該事業所の管理者の指揮命令が介護支援専門員に対して及ぶことが要件となりますが、雇用契約に限定されるものではありません。	□はい □いいえ	平11 厚令38 第19条第2項 条例第22条第2項 平11 老企22 第2の3の(14)②
	③ 介護支援専門員の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。 ※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 ※ 介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月から1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保する必要があります。	□はい □いいえ	平11厚令38 第19条第3項 条例第22条第3項 平11 老企22 第2の3の(14)③
	 ④ 適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 ※ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言 	□はい □いいえ	平11厚令38 第19条第4項 条例第22条第4項 平11老企22 第2の3の(14)④

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)において規定されているとおりですが、特に以下の内容に留意してください。ア事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 イ相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 ※事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)において、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、以下のとおり規定されています。ア相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備。イ被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)ウ被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取り組み)		
18 業務継続計等 (表記) (表記) (表記) (表記) (表記) (表記) (表記) (表記)	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※ 利用者がサービス利用を継続する上で、指定居宅介護支援事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携等に努めることが重要です。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、条例22条の2に基づき事業所に実施が求められますが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望まれます。 ※ 計画には、以下の項目等を記載するしてください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれにに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。ア 感染症に係る業務継続計画(ア) 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)	□はい□いいえ	平11 厚令38 第19条の2第1項 条例第22条の2第 1項 平11 老企22 第2の3の(15)① 平11 老企22 第2の3の(15)②

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	(イ) 初動対応 (ウ) 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) イ 災害に係る業務継続計画 (ア) 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) (イ) 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)(ウ) 他施設及び地域との連携 ※ 令和7年3月31日以降において未策定又は当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合は、100分の1の減算対象となります。		
	② 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 ※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うものとします。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望まれます。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。	□はい□いいえ	平11厚令38 第19条の2第2項 条例第22条の2第 2項 平11老企22 第2の3の(15)③ 平11老企22 第2の3の(15)④
	訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、 机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施 することが望まれます。 ③ 定期的に業務継続計画について見直しを行い、必要に応じて 変更を行っていますか。	□はい □いいえ □事例なし	平11厚令38 第19条の2第3項 条例第22条の2第 3項
19 設備及 び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 ※ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業との同一の事務室であっても差し支えありません。 なお、同一事業所において他の事業を行う場合に、業務に支障がないときは、それぞれの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。	□はい □いいえ	平11厚令38 第20条 条例第23条 平11老企22 第2の3の(16)①
	※ 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造としてください。 ※ 居宅介護支援に必要な設備及び備品等を確保してください。 ただし、他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、居宅介護支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所及		平11 老企22 第2 の3 の(16)② 平11 老企22 第2 の3 の(16)③

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	び施設等に備え付けられた設備及び備品を使用することがで		
	きます。		
20 従業者	介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管	口はい	平11厚令38
の健康管	理を行っていますか。	□いいえ	第21条
理		ļ	条例第24条
21 感染症	① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策	□はい	平11厚令38
の予防及	を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するととも	□いいえ	第21条の2第1項
びまん延 の防止の	に、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っていま すか。		条例第24条の2第 1項
ための措	9 10%。		平11 老企22
置	員会 (感染対策委員会) は、事業所における感染症の予防及び		第2の3の(17)
	まん延の防止のための対策を検討する委員会であり、感染対		
	策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成すること が望まれます。特に、感染症対策の知識を有する者については		
	外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましく、構成メ		
	ンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策		
	を担当する者(感染対策担当者)を決めておくことが必要で		
	す。なお、同一事業所内での複数担当(身体拘束等適正化担当 者、褥瘡予防対策担当者、感染対策担当者、事故の発生又はそ		
	の再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		
	等)の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、		
	担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。		
	ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、 利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当		
	者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を		
	選任してください。		
	感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、 おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症		
	が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要が		
	あります。		
	また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行う		
	ことができるものです。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱い		
	管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		
	なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、		
	これと一体的に設置・運営することとして差し支ありません。 また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事		
	業者との連携等により行うことも差し支えありません。		
	感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名で		
	ある場合は、指針を整備することで、委員会を開催しないこと		
	も差し支えありません。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することに		
	が望まれます。		
	② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針 を整備していますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第21条の2第2項
	※ 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してくだ	□ v · v · ∕ .	条例第24条の2第
	さい。		2項
	平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備		平11老企22
	等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医		第2の3の(17)
	療機関や保健所、組合等の関係機関との連携、行政等への報告		
	等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制		
	や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくこと		
	も必要です。		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。		
	③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 ※ 介護支援専門員等に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしてください。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望まれます。また、研修の実施内容についても記録する必要があります。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが望まれます。	□はい□いいえ	平11厚令38 第21条の2第3項 条例第24条の2第 3項 平11老企22 第2の3の(17)
22 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 また、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表していますか。 ※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。 ※ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであることに留意してください。 ※ 介護支援専門員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護支援専門員の氏名まで掲示することを求めるものではないことに留意してください。 ※ 運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面をファイル等により、介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所に備え付けることにより、掲示に代えることができます。	□いいえ □はい	平11厚令38 第22条 条例第25条第1項 条例第25条第3項 平11老企22 第2の3の(18)① 第2の3の(18)②
23 秘密保 持	① 介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	□はい □いいえ	平11厚令38 第23条第1項 条例第26条第1項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	② 介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていますか。 ※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。		平11厚令38 第23条第2項 条例第26条第2項 平11老企22 第2の3の(19)②
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※ この同意は、居宅介護支援開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。	□はい □いいえ	平11厚令38 第23条第3項 条例第26条第3項 平11老企22 第2の3の(19)③
	④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望まれます。	□はい □いいえ	
	「個人情報の保護に関する法律」の概要 ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること		個人情報の保護に関する法律(平 15年法律第57号)
	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平29.4.14厚生労働省)より本ガイダンスでは、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱が確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本指針」(平成16年4月2日)閣議決定。)及びガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。		
24 広告	居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その 内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第24条 条例第27条
25 居宅サ ービス事 業の利益 収受の禁 止等	 事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示を行っていませんか。 事業者又は管理者が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを位置づけるように指示すること等は、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の居宅サービス事業者の利用を妨げることを指すものです。 また、介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得るため 	□はい □いいえ	平11 厚令38 第25 条第1 項 条例第28 条第1 項 平11 老企22 第2 の3 の(20)①

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	に、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス 計画に位置づけることがあってはなりません。		
	② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、 利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを 利用すべき旨の指示等を行っていませんか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第25条第2項 条例第28条第2項
	③ 居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第25条第3項 条例第28条第3項
26 苦情処理	① 自ら提供した居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。 ※ 居宅介護支援等についての苦情の場合には、利用者又はその家族、居宅サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明しなければなりません。 ※ 当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等をサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所にも掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載しなければなりません。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは「22 掲示」に準じます。	□はい □いいえ	平11厚令38 第26条第1項 条例第29条第1項 平11老企22 第2の3の(21)① 平11老企22 第2の3の(21)④
	② ①の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うことが望まれます。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録しておかなければなりません。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。	□はい □いいえ	平11厚令38 第26条第2項 条例第29条第2項 平11老企22 第2の3の(21)② 平11厚令38 第29条第2項 条例第32条第2項 第5号
	③ 組合が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は組合の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して組合が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□はい □いいえ □事例なし	平11 厚令38 第26 条第3項 条例第29 条第3項
	④ 組合からの求めがあった場合には、③の改善の内容を組合に 報告していますか。	□はい □いいえ □事例なし	平11厚令38 第26条第4項 条例第29条第4項
	⑤ 自ら居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス又は地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。	□はい □いいえ □事例なし	平11 厚令38 第26 条第5項 条例第29 条第5項
	⑥ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う 調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合において は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□はい □いいえ □事例なし	平11厚令38 第26条第6項 条例第29条第6項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	⑦ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑥の 改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	□はい □いいえ □事例なし	平11厚令38 第26条第7項 条例第29条第7項
27 事故発 生時の対 応	① 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに組合、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。※ 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望まれます。	□はい □いいえ □事例なし	平11厚令38 第27条第1項 条例第30条第1項 平11老企22 第2の3の(22)(①
	② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録していますか。※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録しておかなければなりません。※ 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録は、5年間保存しなければなりません。	□はい □いいえ □事例なし	平11厚令38 第27条第2項 条例第30条第2項 平11厚令38 第29条第2項 条例第32条第2項 条例第32条第2項
	③ 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。※ 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、若しくは賠償資力を有することが望まれます。※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。	□はい □いいえ □事例なし	平11厚令38 第27条第3項 条例第30条第3項 平11老企22 第2の3の(22)② 平11老企22 第2の3の(22)③
28	① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っていますか。 ※ 虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定居宅介護支援事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者虐待防止法)(平成17年法律第124号)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じてください。ア虐待の未然防止指定居宅介護支援事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。イ虐待等の早期発見指定居宅介護支援事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に発する事案を発見しやすい立場にあることから、早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望まれます。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。ウ虐待等への迅速かつ適切な対応	□はい□いいえ	平11厚令38 第27条の2第1項 条例第30条の2第 1項 平11老企22 第2の3の(23)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
自主点検項目	自主点検のポイント される必要があります。指定居宅介護支援事業者は当該通報の手続を迅速かつ適切に行い、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 ※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止検討委員会)は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望まれます。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。また、事律特防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものです。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者におる個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討してください。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に関すること 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること は業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること が 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること 前号の再発の防止策に関すること 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	自主点検結果	根拠法令 平11 老企22 第2 の3 の(23)①
	※ 未実施の場合は、100分の1の減算対象となります。		
	② 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 ※ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでください。 ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ※ 未実施の場合は、100分の1の減算対象となります。	□はい□いいえ	平11厚令38 第27条の2第2項 条例第30条の2第 2項 平11老企22 第2の3の(23)②
	③ 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための	口はい	平11厚令38

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	研修を定期的に実施していますか。 ※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとしてください。職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 ※ 未実施の場合は、100分の1の減算対象となります。	□いいえ	第27条の2第3項 条例第30条の2第 3項 平11老企22 第2の3の(23)③
	 ① 虐待の防止に係る措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ※ 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望まれます。なお、同一事業所内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 ※ 未実施の場合は、100分の1の減算対象となります。 	□はい□いいえ	平11厚令38 第27条の2第4項 条例第30条の2第 4項 平11老企22 第2の3の(23)④
29 会計の 区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、居宅介護支援の事業の会計と介護予防支援等その他の事業の会計を区分していますか。 ※ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号) イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号) ウ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成24年3月29日老高発第0329第1号)	□はい □いいえ	平11 厚令38 第28 条 条例第31 条 平11 老企22 第2 の3 の(24)
30 記録の 整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	□はい □いいえ	平11厚令38 第29条第1項 条例第32条第1項
	② 次のア〜キに掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ※ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録ア 条例第16条第15号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録イ 個々の利用者ごとに次の事項を記載した居宅介護支援台帳(ア)居宅サービス計画(イ)条例第16条第9号に規定するアセスメントの結果の記録 (ウ)条例第16条第11号に規定するサービス担当者会議等の記録 (エ)条例第16条第16号に規定するモニタリングの結果の記録 ウ 第16条第3号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理	□はい□いいえ	平 11 厚令 38 第 29 条第 2 項 条例第32条第2項 (5 年間保存と記 録の内容の追加を している)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	由の記録 エ 条例第19条の規定による組合への通知に係る記録 オ 条例第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録 カ 条例第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 キ 従業者の勤務の体制の記録等の記録 ク 居宅介護サービス計画費等に関する請求及び受領等の記録 ※ 完結の日とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指します。		平11 老企22 第2 の3 の(25)
31 電磁的記錄等	① 事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者(事業者等)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条(第33条において準用する場合を含む。)、第16条第30号(第33条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、か方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができます。 ※ 事業者等は、書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができます。 ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③ その他、条例第34条第1項において電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	□事例なし	平11厚令38 第31条第1項 条例第34条第1項 平11老企22 第2の5の(1)
	② 事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(交付等)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。		平11厚令38 第31条第2項 条例第34条第2項
	※ 利用者及びその家族等(利用者等)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により行うことができます。		平11 老企22 第2 の5 の(2)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	① 電磁的方法による交付は、条例第7条第2項から第7項		
	までの規定に準じた方法によること。		
	│ ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用 │		
	▲ 者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。な		
	お、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・		
	法務省・経済産業省)」を参考にすること。		
	③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約		
	関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押		
	印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。な		
	お、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・		
	法務省・経済産業省)」を参考にすること。		
	④ その他、条例第34条第2項において電磁的方法による		
	ことができるとされているものは、①から③までに準じた		
	方法によること。ただし、別に電磁的方法の定めがあるもの		
	については、当該定めに従うこと。		
	⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚		
	生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な		
	取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報シス		
	テムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		
第4 変更の	の届出等		
	事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったと	□はい	法第82条第1項
1 変 更 の 届出等	き、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を大里広域市	□いいえ	公第02条第1点
	町村圏組合管理者に届け出ていますか。	ログバス	
	※変更に係る事項		施行規以第133条
	次		旭1%则为155米
	イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表		
	者の氏名、生年月日、住所及び職名		
	ウ申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定居宅介護)		
	支援事業に関するものに限る。)		
	エ事業所の平面図		
	オ事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
	カ運営規程		
	キ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号		
	※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止		
	又は休止の日の1月前までに、その旨を組合管理者に届け出		
	てください。		
第5 介護			
			VL hope to be hope
1 居宅介	① 利用者に対して居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において	口はい	法第46条第2項 平10厘件 20
護支援費	組合又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出し	□いいえ	平12厚告20
	ている居宅介護支援事業者について、次の②から④の各区分に		別俵イ-注1の1
	応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。		
	② ⑨に示す算定方法により算定した取扱件数が45未満の場合	□はい	平12厚告20
	又は45以上の場合の45未満の部分については、居宅介護支	□いいえ	平12/字5-20 別表イ-注1の1の
	天は40以上の場合の40木両の部分については、店宅介護文 援費(I)の居宅介護支援費(i)を利用者の要介護状態区分に応	□ ∨ ' ∨ ' ∕	が数1-注1010
	佐賃(1)の店宅介護文佐賃(1)を利用者の安介護状態区分に応じて算定していますか。		~1
	して昇足していますが。 居宅介護支援費(I)の居宅介護支援費(i)		
	后七月護又接賃(1)の店七月護又接賃(1) (一) 要介護1又は要介護2 1,086単位		
	(二) 要介護3、要介護4又は要介護5 1,411単位		
	(-) ДЛКО ДЛКІЛІЗДЛКО І, ТІТРШ		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	③ 取扱件数が45以上である場合は、利用者の要介護状態区分に応じて、居宅介護支援費(I)の居宅介護支援費(ii)を45以上60未満の部分について算定していますか。 居宅介護支援費(I)の居宅介護支援費(ii) (一) 要介護1又は要介護2 544単位	□はい □いいえ □該当なし	平12 厚告20 別表イ-注1 の1 の ロ
	(二) 要介護3、要介護4又は要介護5 704単位 ④ 取扱件数が45以上である場合は、利用者の要介護状態区分に応じて、居宅介護支援費(I)の居宅介護支援費(iii)を60以上の部分について算定していますか。	□はい □いいえ □該当なし	平12厚告20 別表イ-注1の1の
	居宅介護支援費(I)の居宅介護支援費(iii) (一)要介護1又は要介護2 326単位 (二)要介護3、要介護4又は要介護5 422単位		
	⑤ 公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行うケアプランデータ連携システムの活用事務職員の配置を行っている事業者が、利用者に対して居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において組合又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している場合について、次の⑥から⑧の各区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。	□はい □いいえ □該当なし	法第46条第2項 平12厚告20 別表イー注1の2
	※ ケアプランデータ連携システムの活用とは、当該システム の利用申請をし、クライアントソフトをインストールしてい る場合に当該要件を満たしていることとなります。当該シス テムによる他の居宅サービス事業者とのデータ連携の実績 は問いません。		平12 老企36 第3 の7 の(2)
	※ 事務職員については、当該事業所の介護支援専門員が行う 条例第16条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資 する職員としますが、その勤務形態は常勤の者でなくても差 し支えありません。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一 法人内の配置でも認められますが、常勤換算で介護支援専門 員1人あたり、1月24時間以上の勤務を必要とします。		平12 老企36 第3 の7 の(3)
	⑥ ⑨に示す算定方法により算定した取扱件数が50未満の場合 又は50以上の場合の50未満の部分については、居宅介護支 援費(Ⅱ)の居宅介護支援費(i)を利用者の要介護状態区分に応 じて算定していますか。 居宅介護支援費(Ⅱ)の居宅介護支援費(i) (一) 要介護1又は要介護2 1,086単位 (二) 要介護3、要介護4又は要介護5 1,411単位	□いいえ	平12厚告20 別表イ-注1の2の イ
	⑦ 取扱件数が50以上である場合は、利用者の要介護状態区分に応じて、居宅介護支援費(Ⅱ)の居宅介護支援費(ⅱ)を50以上60未満の部分について算定していますか。 居宅介護支援費(Ⅱ)の居宅介護支援費(ⅱ) (一) 要介護1又は要介護2 527単位 (二) 要介護3、要介護4又は要介護5 683単位	□はい □いいえ □該当なし	平12厚告20 別表イ-注1の2の ロ
	 ⑧ 取扱件数が50以上である場合は、利用者の要介護状態区分に応じて、居宅介護支援費(Ⅱ)の居宅介護支援費(iii)を60以上の部分について算定していますか。 居宅介護支援費(Ⅲ)の居宅介護支援費(iii) (一)要介護1又は要介護2 (二)要介護3、要介護4又は要介護5 410単位 	□はい □いいえ □該当なし	平12厚告20 別表イ-注1の2の ハ

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
自主点検項目	 ③ 基本単位の居宅介護支援費の取扱件数の算定は、下記に従って適切に算定していますか。 ※ 基単位の居宅介護支援費の取扱件数の算定方法は、事業所全体の利用者(月末に給付管理を行っている者をいう。)の総数に介護予防支援事業者から委託を受けた介護予防支援に係る利用者(120条告示に規定する厚生労働大臣が定める地域に該当する地域に住所を有する利用者を除く。)の数に3分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数により該当する区分を適用します。 要介護者の数 + 要支援者の数 × 1/3 介護支援専門員の数(常勤換算方法により算定) ※ 居宅介護支援費の利用者ごとの割当てに当たっては、利用者の契約日が古いものから順に、1件目から44件目(常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、45にその数を乗じた数から1(小数点以下がある場合はその数)を減じた件数まで)については居宅介護支援費(i) 	自主点検結果 □はい □いいえ	根拠法令 平12老企36 第3の7の(1) 平12老企36 第3の7の(4)
2 基本的 事項	を算定し、45件目(常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、45にその数を乗じた件数)以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費(ii)又は(iii)を算定してください。ただし、居宅介護支援費(II)を算定する場合は、「44件目」を「49件目」と、「45」を「50」と読み替えてください。 ① 費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、それぞれの所定単位数を乗じて算定されていますか。	· ·	平27 厚労告93
	② ①により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。 ※ 月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、給付管理票を組合(審査支払いを国保連合会に委託している場合は、国保連合会)に届け出ている事業者が、居宅介護支援費を算定します。 ※ 月の途中で、事業者の変更がある場合には、利用者に対して月末時点で居宅介護支援を行い給付管理票を国保連合会に提出する事業者について居宅介護支援費を算定する趣旨であるため、変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定します(ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く。)。		平12 厚告20 第3 号 平12 老企36 第3 の1 平12 老企36 第3 の2
	※ 月の途中で、要介護度に変更があった場合には、要介護度1 又は要介護度2と、要介護度3から要介護度5までは居宅介護サービス計画費の単位数が異なることから、要介護度5までに変更となった場合の取扱いは、月末における要介護度区分に応じた報酬を請求します。 ※ 月の途中で、利用者が他の市町村に転出する場合には、転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することになることから、転入日の前日までの給付管理票と転入日以降の給付管理票も別々に作成することとなります。 この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事		平12老企36 第3の3 平12老企36 第3の4

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	業者が作成した場合であっても、それぞれについて居宅介護支援費が算定されます。 ※ サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できません。ただし、病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設(病院等)から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができます。なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、事業所において、それらの書類等を管理しておいてください。		平12 老企36 第3 の5
3 高齢者 虐待防止 措置未実 施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位から減算していますか。	□はい □いいえ □該当なし	平12 厚告20 別表イ-注3
4 業務継続計画未 策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続 計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単 位数を所定単位から減算していますか。	□はい □いいえ □該当なし	平12 厚告20 別表イ-注4
5 同一建一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度一度<l< th=""><td>次のいずれかに該当する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、当該利用者の所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。 ① 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ② 指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ③ 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(①及び②を除く)に居住する利用者</td><td>□はい □いいえ □該当なし</td><td>平12厚告20 別表イ-注5</td></l<>	次のいずれかに該当する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、当該利用者の所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。 ① 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ② 指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ③ 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(①及び②を除く)に居住する利用者	□はい □いいえ □該当なし	平12厚告20 別表イ-注5
6 運営基準減算	① 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定していますか。	□はい □いいえ □該当なし	平12 厚告20 別表イ-注6
	② 運営基準減算が2月以上継続している場合には、所定単位数は算定していませんか。 ※ 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合 (1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。 (2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たっては、次の場合に減算されるものです。 ① 事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月(当該月)から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 ② 事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合(やむを得ない事情がある場合を除く。(3)において同じ。)には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 ③ 事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の	□はい○□にはいる。□該当なし	平12 厚告20 別表イ-注6 平12 老企36 第3 の6

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 (3) 次に掲げる場合においては、事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合② 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合のでと当たっては、次の場合に減算します。 ① 事業所の介護支援専門員が次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。ア 1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用してで行う方法。 (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について、文書により利用者の同意を得ていること。 (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 a 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 c 介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段のす情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 ※ 運営基準減算の対象となる規定の遵守について組合管理者から指導があり、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討します。		
7 特定事業所集中減算	① 下記の基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 正当な理由なく、事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護(訪問介護サービス等)の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。	□はい □いいえ □該当なし	平12 厚告20 別表イ-注10 平27 厚労告95 第83 号
	② 特定事業所集中減算の取扱いについて、下記に従って、その取扱いを適切に行っていますか。 特定事業所集中減算の取扱いについて (1) 判定期間と減算適用期間 居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における 当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、	□はい □いいえ	平12 老企36 第3 の13

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該		
	事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用します。		
	① 判定期間が前期(3月1日から8月末日)の場合は、減算適		
	用期間を10月1日から3月31日までとします。		
	② 判定期間が後期(9月1日から2月末日)の場合は、減算適		
	用期間を4月1日から9月30日までとします。		
	(2) 判定方法 各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された		
	日本 日本 表別 ことに、 ヨ該 事 表別 におい て刊 足 期间 に 作成 された 居 宅 サービス 計画 の うち、 訪問 介護 サービス 等が 位置 付けられ		
	た居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス		
	等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人(紹介率最		
	高法人)を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計		
	算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算します。		
	一		
	事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式によ		
	り計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減		
	算します。		
	当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷		
	当該サービスを位置付けた計画数		
	(3) 算定手続		
	判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間がが180円の場合については9月15日までに、判定期間が180円の場合については9月15日までに、判定期間に対している。		
	間が後期の場合については3月15日までに、すべての居宅介 護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算		
	での結果80%を超えた場合については当該書類を組合管理		
	者に提出しなければなりません。なお、80%を超えなかった		
	場合についても、当該書類は、各事業所において5年間保存し		
	なければなりません。		
	① 判定期間における居宅サービス計画の総数② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サ		
	ービス計画数		
	③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置		
	付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名		
	称、住所、事業所及び代表者名 ④ (2)の算定方法で計算した割合		
	⑤ (2)の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合		
	であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由		
	(4) 正当な理由の範囲		
	(3)で判定した割合が80%以上あった場合には、80%を		
	超えるに至ったことについて正当な理由がある場合において は、当該理由を組合管理者に提出してください。		
	なお、組合管理者が当該理由を不適当と判断した場合は特定		
	事業所集中減算を適用するものとして取り扱います。正当な理		
	由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであり		
	ますが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の東棲な総合的に勘案しておな理由に該当するがどうかお知		
	の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを組 合管理者において適正に判断します。		
	① 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が2		
	0件以下であるなど事業所が小規模である場合		
	② 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞ		
	れのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均 10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合		
	10件以下であるなど、カーピスの利用が少数である場合 (例) 訪問看護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均		
	5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平		
	均20件の場合紹介率最高法人である訪問看護事業者に		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用されます。 ③ サービスごとで見た場合に、利用者の日常生活圏域内に訪問介護などのサービス事業所が5事業所未満であるなどサービス事業所が少数である場合 ④ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合 (例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。		
8 サービ ス種類相 互間の算 定関係	⑤ その他正当な理由と組合管理者が認めた場合 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護(短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)又は小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)、認知症対応型共同生活介護(短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)若しくは複合型サービス(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定していませんか。	□はい □いいえ □事例なし	平12厚告20 別表イ-注11
9 初回加	① 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、居宅介護支援を行った場合その他の下記の基準に適合する場合は、1月につき300単位を加算していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める基準次のいずれかに該当している場合ア新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、居宅介護支援を行った場合イ要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し居宅介護支援を行った場合 ※ 初回加算は、具体的には次のような場合に算定されます。 ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	□はい□いいえ	平12厚告20 別表ロ 平27厚労告94 第56号 平12老企36 第3の12
	② 運営基準減算に該当する場合は、当該加算は、算定していませんか。	□はい □いいえ □該当なし	平12厚告20 別表ロ
10 特定事業所加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして組合管理者に届け出た事業所は、1月につき下記に掲げる所定単位数を加算していますか(ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できません)。 (1) 特定事業所加算(I) 519単位	□はい □いいえ □該当なし	平12厚告20 別表へ
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) 421単位	□はい □いいえ □該当なし	

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) 323単位	□はい □いいえ □該当なし	
	(4) 特定事業所加算(A) 114単位	□はい □いいえ □該当なし	
	※ 特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを		平12老企36 第3の14の(1)
	目的としています。 ※ 特定事業所加算(I)、(Ⅲ)、(Ⅲ)又は(A)の対象となる事業所については、 ア 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること イ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であることが必要となります。 こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、適切な運用を		平12 老企36 第3 の14 の(2)
	図るよう留意してください。 ※ 特定事業所加算取得事業所については、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示するなど利用者に対する情報提供を行ってください。また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である。また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である。		平12 老企36 第3 の14 の(3) ①
	る旨及びその内容が理解できるよう説明を行ってください。 ※ 本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存するとともに、組合管理者から求めがあった場合については、提出してください。 厚生労働大臣が定める基準及びその各要件の取扱い		平12老企36 第3の14の(4)
	1 特定事業所加算(I) 次に掲げる(1)~(12)の基準のいずれにも適合すること。 (1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。 ※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事務所の職務を兼務しても差し支えありません。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委		平27 厚労告95 第84 号のイ(1) 平12 老企36 第3 の14 の(3)①
	 託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられます。 (2) 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。 ※ 常勤かつ専従の介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一の敷地内にある指定介護予防支援事業所(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けている場合に限る。)の職務と兼務をしても差し支えありません。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者 		平27 厚労告95 第84 号のイ(2) 平12 老企36 第3 の14 の(3) ②

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護 予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者 からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えら		
	れます。 ※ 常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、主任介護支 		
	援専門員2名を置く必要があります。 したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なく		
	とも主任介護支援専門員2名及び介護支援専門員3名の合計 5名を常勤かつ専従で配置する必要があります。		
	(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。		平27 厚労告95 第84 号のイ(3)
	※ 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意 事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすも		平12老企36 第3の14の(3)③
	のでなければなりません。 ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。		
	(1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇 方針 (2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその		
	②		
	(4) 保健医療及び福祉に関する諸制度 (5) ケアマネジメントに関する技術		
	(6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善 方針		
	(7) その他必要な事項 イ 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければ		
	ならないこと。 ウ 「定期的」とは、おおむね週1回以上であること。また、 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるも		
	のとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのた		
	めのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管 理に関するガイドライン」等を遵守すること。		
	(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。		平27厚労告95 第84号のイ(4) 平12老企36
	※ 24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等に より連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じること が可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該		第3の14の(3)④
	事業所の介護支援専門員の輪番制による対応等も可能です。 なお、特定事業所加算(A)を算定する事業所については、携		
	帯電話等の転送による対応等も可能ですが、連携先事業所の 利用者に関する情報を共有することから、条例第26条の規		
	定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定 事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、		
	同意を得る必要があります。 (5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が 要合業 2 要合業 4 又は要合業 5 でも 7 者の上は 7 割合ぎ 4		平27 厚労告95 第84 号のイ(5)
	要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が4 0%以上であること。 ※ 要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合が40%以上		平12老企36
	であることについては、毎月その割合を記録しておかなければなりません。		第3の14の(3)⑤
	なお、特定事業所加算を算定する事業所については、積極的 に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであ		
	り、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースに ついても常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきもの		
	でなければなりません。 また、下記(7)の要件のうち、「地域包括支援センターから支		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについ		
	ては、例外的に(5)の40%要件の枠外として取り扱うことが 可能です(すなわち、当該ケースについては、要介護3、要介		
	護4又は要介護5の者の割合の計算の対象外として取り扱う		
	ことが可能)。		
	(6) 当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計		平27厚第告95
	画的に研修を実施していること。		第84号のイ(6)
	※ 「計画的に研修を実施していること」については、事業所に		平12老企36
	おける介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研		第3の14の(3)⑥
	修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援		
	専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実		
	施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに 次年度の計画を定めなければなりません。また、管理者は、研		
	措置を講じなければなりません。なお、年度の途中で加算取得		
	の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計		
	画を策定することになります。		
	なお、特定事業所加算(A)を算定する事業所については、連		
	携先事業所との共同開催による研修実施も可能です。		포 oz (투쌍산 or
	(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された		平27 厚労告95 第84 号のイ(7)
	場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していること。		分の タックト(1)
	接を促供していること。		平12老企36
			第3の14の(3)⑦
	め、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければなり		
	ません。		
	(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、		平27厚劣告95
	生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関す		第84号のイ(8)
	る知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。		平12老企36
	※ 多様化・複雑化する課題に対応するために、家族に対する介 護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患		第3の14の(3)⑧
),(• • • • • • • • • •
	する事例検討会、研修等に参加等の利用者に対するケアマネ		
	ジメントを行う上で必要な知識・技術を習得するためのもの		
	であれば差し支えありません。		
	なお、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」と		
	は、いわゆるヤングケアラーのことを指しています。		平27厚労告95
	(9) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けて		年27年35 第84号のイ(9)
	いないこと。 ※ 特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になって		平12老企36
			第3の14の(3)⑨
	正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確		
	保した事業所である必要があります。		T 07 [투쏘사 05
	(10) 居宅介護支援事業所において居宅介護支援の提供を受ける		平27 厚労告95 第84 号のイ(10)
	利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当		2001 John (10)
	たり45名未満であること。ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算 マレブルを担合は50名未満であること		
	定している場合は50名未満であること。 ※ 取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平		平12老企36
			第3の14の(3)⑩
	費(II)を算定している場合は50名未満)であれば差し支え		
	ないこととしますが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適		
	切なケアマネジメントに支障がでることがないよう配慮しな		
	ければなりません。		平27厚労告95
	(11) 法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修		第84号のイ(11)
	における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等		>14-7 3-> 1 (11)
	に協力又は協力体制を確保していること。 ※ 協力又は協力体制とは、現に研修における実習等の受入が		平12老企36
			第3の14の(3)⑪

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいいます。そのため、事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにしてください。なお、特定事業所加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所との共同による協力及び協力体制も可能です。 (12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討、研修会等を実施していること。 ※ 特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先していかなければなりません。なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事務所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければなりません。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定することになります。なお、特定事業所加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所との協力による研修会等の実施も可能です。		平27厚労告95 第84号のイ(12) 平12老企36 第3の14の(3)①
	(13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常 生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居 宅サービス計画を作成していること。		平27 厚労告95 第84 号のイ(13)
	※ 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付等対象サービス(介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいいます。 2 特定事業所加算(II)		平12老企36 第3のの(3) ⁽³⁾
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 上記特定事業所加算(I)の(2)、(3)、(4)及び(6)から(13)までの基準に適合すること。 (2) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。 ※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員については、当該居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事務所の職務(介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)の場合にあっては、指定介護予防支援事業所の職務に限る。)を兼務しても差し支えありません。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられます。 ※ 常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があります。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員3名の合計4名を常勤かつ専従で配置する必要があります。 3 特定事業所加算(Ⅲ)		平27 厚労告95 第84 号のロ(1) 平27 厚労告95 第84 号のロ(2) 平12 老企36 第3 の14 の(3) ④
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 上記特定事業所加算(I)の(3)、(4)及び(6)から(13)までの 基準に適合すること。ただし、(4)、(6)、(11)及び(12)の基準 は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこと としても差し支えありません。		平27 厚労告95 第84 号のハ(1)
	(2) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。		平27 厚労告95 第84 号のハ(2) 平27 厚労告95

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	(3) 常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置しているこ		第84号のハ(3)
	と。		平12老企36
	※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員に ついては、当該居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合		第3の14の(3)頃
	は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は		
	同一敷地内にある他の事務所の職務(介護支援専門員(主任介		
	護支援専門員を除く。)の場合にあっては、指定介護予防支援		
	事業所の職務に限る。)を兼務しても差し支えありません。な		
	お、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包		
	括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から		
	の委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包 括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事		
	業を行う場合等が考えられます。		
	※ 常勤かつ専従の介護支援専門員2名とは別に、主任介護支		
	援専門員を置く必要があります。したがって、当該加算を算定		
	する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び		
	介護支援専門員2名の合計3名を常勤かつ専従で配置する必		
	要があります。 4 特定事業所加算(A)		
	4 特定事業別加昇(A) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1) 上記特定事業所加算(I)の(3)、(4)及び(6)から(13)までの		平27厚第告95
	基準に適合すること。ただし、(4)、(6)、(11)及び(12)の基準		第84号の二(1)
	は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこと		
	としても差し支えありません。		T 07 同兴什 0F
	(2) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。		平27 厚労告95 第84 号のニ(2)
	(3) 常勤かつ専従の介護支援専門員を1名以上配置しているこ		平27 厚芳告95
	と。		第84号の二(3)
	(4) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常		平27厚第告95
	勤換算方法(当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所		第84号の二(4)
	において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することによ		
	り、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算す		
	る方法をいう。)で1名以上配置していること。ただし、当該介 護支援専門員は他の居宅介護支援事業所((1)で連携している		
	他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所に限る。)の		
	職務と兼務をしても差し支ありません。		
	※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員並		平12老企36
	びに常勤換算方法で1の介護支援専門員については、当該居		第3の14の(3)値
	宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅		
	介護支援事業所の他の職務と兼務し、同一敷地内にある他の 事業所の職務(介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)		
	の場合にあっては、指定介護予防支援事業所の職務に限る。)		
	を兼務しても差し支えありません。。なお、「当該指定居宅介護		
	支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者		
	である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護		
	予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者		
	からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられます。		
	* 常勤かつ専従の介護支援専門員1名並びに常勤換算方法で		
	1の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必		
	要があります。したがって、当該加算を算定する事業所におい		
	ては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員1		
	名の合計2名を常勤かつ専従で配置するとともに、介護支援		
	専門員を常勤換算方法で1の合計3名を配置する必要があり ます。		
	ぉヶ。 この場合において、当該常勤換算方法で1の介護支援専門		
	員は他の居宅介護支援事業所(連携先事業所に限る。)の職務		
	と兼務しても差し支えありません。また、当該兼務に係る他の		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従 の介護支援専門員との兼務を除いて、差し支えないものであ り、必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではあ りません。		
11 業介加 特所護 事療携	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして組合管理者に届け出た事業所は、特定事業所医療介護連携加算として、1月につき125単位を加算していますか。特定事業所医療介護連携加算として、1月につき125単位を加算していますか。特定事業所医療介護連携加算のいずれにも適合すること。 (1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算(I)イ、(I)ロス(II)クス(II)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数(第85号の2イからホまでに規定する信報の提供を受けた回数をいう。)の合計が35回以上であること。 (2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。と、当該加算の対象となる事業所においては、日頃から医療機関等との連携に関する取組をより積極的に行う事業所であることが必要となります。 ※ 退院・退所加算の算定実績に係る要件については、退院・退所加算の算定回数ではなく、その算定に係る病院等との連携回数が、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、算定回数が、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、第定回数が、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前を年度の3月から前年度の2月までの間はおいて、第定回数が15回以上の場合に要件を満たします。なお、経過措置として、今和7年3月31日までの間は、従前のとおり第定回数が5回以上の場合和8年3月31日までの間は、従前のとおり第定回数が5回以上の場合に要件を満たすこととなりますので、ご留意ください。 令和7年4月1日から令和8年3月31日 令和6年4月。今和6年4月。今和7年2月(第定回数×3)・・・・① ・ 令和6年3月、第定回数を1)・・・② ・ 金 15回 か年度3月~前年度2月 第定回数×1)・・・② ・ 金 2月 第定回数×1)・・・② ・ 会和8年4月1日から	□いいとはいいのではいいというとしてはいいというとしてはいいというとしてはいいというとしてはいいというとしてはいいというとは、これにはいいというとは、これにはいいというとは、これにはいいは、これにはいは、これにはいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいは、これにはいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいは、これにはいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいはいはいは、これにはいは、これにはいは、これにはいはいは、これにはいはいは、これにはいは、これにはいはいは、これにはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはい	平12 厚告20 別表ニ 平27 厚労告95 第84 号の2 のロマ27 厚労告95 第84 号の2 のハマ12 老企36 第3 の15 の(1) 平12 老企36 第3 の15 の(2)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	算定はできません。		
12 入院時情報連携加算	算定はできません。 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、下記の基準に掲げる区分に従い、利用者1人につき1月に1回を限度として下記に掲げる所定単位数を加算していますか。(ただし、(I)と(II)を同時に算定できません。) (1) 入院時情報連携加算(I) 250単位 (2) 入院時情報連携加算(II) 200単位 ※ 厚生労働大臣が定める基準 ア 入院時情報連携加算(I) 入院した日のうちに、病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。	□はい	平12 厚告20 別表示 平27 厚労告95 第85 号 平12 老企36 第3 の16
	と。 なお、運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院し、当該入院した日から起算して3日目が営業日以外の日に当たる時は、当該営業日以外の日の翌日に情報を提供した場合でも、算定可能です。 ※ 「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の入院日、心身の状況(例えば、疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など)及びサービスの利用状況をいいます。当該加算については、利用者1人につき、1月に1回を限度として算定することとします。 ※ 情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について居宅サービス計画等に記録してください。なお、情報提供の方法としては、居宅サービス計画等の活用が考えられます。		
13 退院· 退所加算	① 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のツ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのレの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算していますか。 (ただし、次に掲げる区分(1)から(5)までを同時に加算できません。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定できま	□はい □いいえ □事例なし	平12厚告20 別表へ

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	せん。) 厚生労働省が定める基準に掲げる区分 (1) 退院・退所加算(I)イ 450単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレン		平27 厚労告95 第85 号の2
	ス以外の方法により1回受けている。 (2) 退院・退所加算(I)ロ 600単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けている。		
	(3) 退院・退所加算(II)イ 600単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施 設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレン ス以外の方法により2回以上受けている。		
	(4) 退院・退所加算(II)ロ 750単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施 設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けてお り、うち1回以上はカンファレンスによること。		
	(5) 退院・退所加算(III) 900単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施 設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受け ており、うち1回以上はカンファレンスによること。		
	※ 退院又は退所(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サ		平12 老企36 第3 の17 の(1)
	ービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービス の利用に関する調整を行った場合には、当該利用者の居宅サ ービス又は地域密着型サービスの利用開始月に所定単位数を 加算します。 ただし、初回加算を算定する場合は、算定できません。		
	※ 退院・退所加算については、以下の①から③の算定区分により、入院又は入所期間中1回(医師等からの要請により退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合を含む。)のみ算定することができます。また、面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族(利用者等)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりませ		平12老企36 第3の17の(2)
	ん。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ① 退院・退所加算(I)イ・ロ		
	退院・退所加算(I)イ及びロについては、病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合に算定可能であり、うち(I)ロについてはその方法がカンファレンスである場合に限ります。 ② 退院・退所加算(Ⅱ)イ・ロ		
	 ・ 退院・退所加算(Ⅱ)イについては、病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合に算定が可能。 ・ 退院・退所加算(Ⅱ)ロについては、病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合に算定が可能。 		

自主点検項目 自主点検のポイント 自主点検結果 根拠法令
② 退院・退所加算(Ⅲ)については、病院等の職員からの情報に基金を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合に第定が可能。 ※ 利用者に関する必要な情報については、別途定められています。一門を介支援費の退院・退所加算(1)・(Ⅱ)に係る様式例の何がについて」(平成21年3月13日を接発第031301号・

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	 ※ 同一目に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、1回として算定します。 ※ 原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいですが、退院後7日以内に情報を得た場合には算定することができます。 ※ カンファレンスに参加した場合は、別途定める様式ではなく、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付してください。 		平12老企36 第3の17の(3)② 平12老企36 第3の17の(3)③ 平12老企36 第3の17の(3)④
14 通院時 情報連携 加算	利用者が病院又は診療所において医師等の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として50単位を加算していますか。 ※ 当該加算は、利用者が医師等の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に、算定を行えるものです。なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師等と連携を行う必要があります。	□はい □いいえ □事例なし	平12 厚告20 別表ト 平12 老企36 第3 の18
15 緊急時 等居宅カ ンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者1人につき1月に2回を限度として200単位を加算していますか。 ※ 当該加算を算定する場合は、カンファレンスの実施日(指導した日が異なる場合は指導日もあわせて)、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載してください。 ※ 当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分予想されるため、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス及び地域密着型サービスの調整を行うなど適切に対応してください。	□はい□いいえ□事例なし	平12厚告20 別表チ 平12老企36 第3の19(1) 平12老企36 第3の19(2)
16 ターミ ナルケア マネジメ ント加算	在宅で死亡した利用者に対して、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして組合に届け出た指定居宅介護支援事業所が、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合、1月につき400単位を加算していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。 ※ ターミナルケアマネジメント加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとするが、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することができます。 ※ ターミナルケアマネジメント加算は、1人の利用者に対し、1か所の指定居宅介護支援事業所に限り算定できます。なお、	□はい□いいえ□事例なし	平12 厚告20 別表リ 平27 厚労告95 第85 号の3 平12 老企36 第3 の20(1) 平12 老企36 第3 の20(2)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	算定要件を満たす事業所が複数ある場合には、当該利用者が 死亡日又はそれに最も近い日に利用した指定居宅サービスを 位置づけた居宅サービス計画を作成した事業所がターミナル ケアマネジメント加算を算定することができます。 ※ ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者 又はその家族が同意した時点以降は、次に掲げる事項を支援 経過として居宅サービス計画等に記録しなければなりませ ん。 ① 終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変 化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援に ついての記録 ② 利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス 計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡 調整に関する記録 ③ 当該利用者が、医師が一般に認められている医学的知見 に基づき、回復の見込みがないと診断した者に該当するこ とを確認した日及びその方法 ※ ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が、死亡診		平12 老企36 第3 の20(3) 平12 老企36
	断を目的として医療機関へ搬送され、24時間以内に死亡が 確認される場合等については、ターミナルケアマネジメント 加算を算定することができます。		第3の20(4)
17 体制届	加算の内容が変更となる場合に、前の月の15日(休日の場合には、 その翌日)に届け出ていますか。	□はい □いいえ □事例なし	
第6 その作	也.		
1 介護サ ービス情 報の公表	指定情報公表センターへ年1回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。 ※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象。	□はい □いいえ	法第115条の35 第1項 施行規則 第140条の44
2 法令遵 守等理体制の整備	① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 届出(変更)年月日 [年 月 日] 法令遵守責任者 [職名] [氏名] ※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容 ②事業所の数が 20 未満 ・ 整備届出事項:法令遵守責任者・ 届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 ③事業所の数が 20 以上 100 未満 ・ 整備届出事項:法令遵守責任者、法令遵守規程 ・ 届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 ②事業所の数が 100 以上 ・ 整備届出事項:法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・ 届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要 ・ 選務管理体制(法令等遵守)についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 ② 業務管理体制(法令等遵守)について、具体的な取組を行っていますか。 ※ 行っている具体的な取組(例)のアから力を○で囲むととも	□はい □いいえ □はいい □にいい □にいい □にいい □にいい □にいい □にいい □にいい	法第115条の32 第1項 2項 施行規則 第140条の39

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令
	に、力については、その内容を御記入ください。 ア 介護報酬の請求等のチェックを実施 イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、 速やかに調査を行い、必要な措置を取っている ウ 利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情 報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部 門と情報共有を図っている エ 業務管理体制(法令等遵守)についての研修を実施してい る オ 法令遵守規程を整備している カ その他(をといって でに、はな でに、な でに、な でに、な でに、な でに、な でに、な で に、な を とつの の 入 さい)	
	④ 業務管理体制(法令等遵守)の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	□はい □いいえ	
3 介護支援専門員 の義務等	介護支援専門員の義務 介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行っていますか。	□はい □いいえ	法第69条の34第1項
	名義貸しの禁止 介護支援専門員は、介護支援専門員証を不正に使用し、又はその 名義を他人に介護支援専門員の業務のために使用させてはならな いことを守っていますか。	□はい □いいえ	法第 69 条の 35
	信用失墜行為の禁止 介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為 をしてはならないことを守っていますか。	□はい □いいえ	法第 69 条の 36
4 加算等 がれ場は る届 が る は り り り り り り り り り り り り り り り り り り	事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出していますか。 ※ この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとします。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることとなります。悪質な場合には指定の取り消しをもって対処します。	□はい □いいえ □該当なし	平12老企36 第1の5